

# 相談室 Q&A

## 業務・通勤災害関係

### Q

**自宅から他の営業所に直接向かう途中の事故は、業務災害・通勤災害のどちらに当たるか**

業務繁忙によるA事業所からの応援要請を受け、本社から社員を1日に限り1名派遣することになりました。しかしその当日、同人が自宅から直接A事業所に向かう際に事故に遭い、負傷してしまいました。この場合、通勤災害となるのか、あるいは「当社の業務命令により派遣している」ことから出張時と同様に業務災害とされるのか、ご教示ください。  
(愛知県 K社)

### A

**就業の場所が決まっている社員が通常の就業場所とは違う場所へ直行する場合の移動は「業務」として取り扱われ、こうした移動中に災害にあった場合は「業務災害」として取り扱われる**

回答者 永井初枝 ながい はつえ 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 「業務」とは

ご質問のケースでは、社員が通常とは異なる事業所へ自宅から直接移動する間の事故の取り扱いが「業務」であるのか「通勤」であるのかが問題となります。

労働者災害補償保険法（以下、労災保険法）において業務上の傷病は、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態（「業務遂行性」がある状態）において、当該災害と業務との間に一定の因果関係があること（業務起因性）が問われます。

「業務遂行性」については、労働者の置かれた状況において以下の三つに分類されます。

#### **事業主の支配・管理下において業務に従事している場合**

事業場施設内で通常の業務をしている場合や、業務に付随する準備作業、後片付け、および生理的行為（用便や水をのむなどの行為）をしている場合を指します。

#### **事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合**

事業場施設内において業務に従事していない場合で、自由行動を許されている休憩中などを指します。

#### **事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合**

出張等、事業場施設外で業務に従事している場合を指します。

上記の状況に加え、災害と業務との間に一定の因果関係（業務起因性）があるかどうか問われます。つまり、上記のような状況にあっても、労働者の私的な行為によって発生した災害は、業務上のものとは認定されない場合があります。

#### 2. 「通勤」とは

労災保険法7条2項では、「通勤」を次のように定義しています。

通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

- (i) 住居と就業場所との間の往復
- (ii) 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
- (iii) 上記(i)に掲げる往復に先行し、または後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る）

上記(i)にある「就業場所」は、「業務を開始し、または終了する場所」であり、一般的には労働者が通常の業務を行う事業所、工場等がこれに当たります。つまり、自宅と事業所・工場間の移動が「通勤」です。一方で、営業職など外勤を主な職務とする労働者であって、特定の担当区域内にある数力所の用務先を持つ場合は、自宅を出てから最初の用務先が業務の開始場所であり、最後の用務先が業務の終了場所とされています。加えて平成18年4月1日の改正により、以下の場合も「通勤」として扱われることになりました(平18.3.31基発0331042)。

#### 複数の勤務先をもつ二重就業者の事業場間の移動 ([図表]の[1])

複数の勤務先を持つ場合、次の勤務先への移動([図表]中の(b))は移動先の勤務先における労務の提供に不可欠なものであることから、この間の移動は「通勤」として扱われます(同一事業主における事業場間移動を除く)。

#### 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動 ([図表]の[2])

単身赴任は、労働者を自宅からの通勤が困難な場所で就労させなくてはならないという事業主の業務上の必要性和、労働者の家庭生活上の事情を両立させるためにやむを得ず行われるものであることから、赴任先住居・帰省先住居の間の移動([図表]中の(f))も就業に関するものとし「通勤」として取り扱われることになりました。

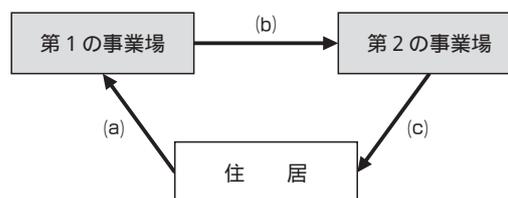
### 3. ご質問のケース

上記の点を踏まえ、ご質問のケースを説明します。

本件のような場合、通常、本社で業務に従事している社員の労災保険法でいう「就業場所」は、突発的に赴くことになったA事業所ではなく本社であるため、「自宅とA事業所間の移動」は「住居と就業場所との間の往復」(労災保険法7条2項1号)には該当せず、通勤災害とはなりません。ただし、ご質問のケースでは、事業主に命じられて自宅から直接A事業所に赴いていることから、自宅からA事業所へ向かう途上での災害は、1.の**事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務**

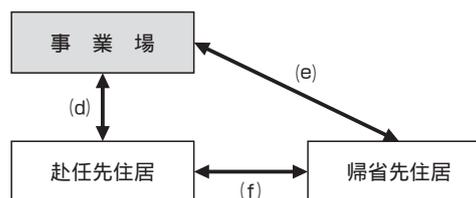
**図表** 通勤保護制度の対象となる複数就業者と単身赴任者

[1]複数就業者の場合



(b)については第2の事業場への出勤ととらえ、第2の事業場において保険関係の処理を行う。

[2]単身赴任者の場合



に従事している場合に該当します。加えて、移動中の積極的な私的行為が確認されなければ業務との因果関係が認められることから、業務災害として取り扱われます。

以上から、ご質問の場合は、出張移動中にあった事故と同様の取り扱いとなります。出張に関する通達では、「出張業務の遂行については、その用務の時間的、場所的な事情により、事業所(今回の場合、本社)に寄らないで自宅を出て用務を果たし、また自宅へ帰ることが是認されている場合には、自宅を出てから自宅へ戻るまでが出張途上にあるものと考えられる」とされています(昭34.7.15基収2980)。なお、A事業所が本社への通勤途上にあった場合でも、移動そのものが業務として取り扱われ、災害にあった場合は「業務災害」となります。

最後に類似するケースとして、短期間(数カ月間)の特別プロジェクトに参加する場合や新店舗開店準備に携わる場合で、出向いた先の管理者から直接、指揮命令を受けて業務を遂行することがあると思われませんが、これらについても、当該期間や指揮命令関係などの勤務実態を総合的に勘案し、出向いた場所が「就業の場所」であると判断された場合には、自宅とその就業場所との移動が通勤として取り扱われる場合があります。